

第35回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 日時及び場所

2022年6月13日（月曜日）15:00～17:00

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

2. 審議等事項

(1) 報告事項

①契約審査会審議案件進捗状況等

(2) 審議事項

①2021年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）【契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

②2022年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）【契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】

③前回の調達において一者応札・応募となったもの【契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

④新たな随意契約【契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

⑤その他必要な事項【契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

3. 契約監視委員（敬称略）

（2022年6月13日現在）

白鷗大学特任教授・公認会計士（*）

新井 佐恵子

企業年金連合会前コンプライアンス・オフィサー（*）

守屋 潔

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

堀江 貞之

監査委員

尾崎 道明

監査委員

小宮山 榮

（*）は外部有識者（以下「外部委員」という。）

4. 議事概要

（1）報告事項①及び（2）審議事項①～④について法人より説明を行い、質疑を行った。また、（2）⑤その他必要な事項については、契約監視委員からの発言等はなかった。

審議等の結果は以下のとおりとなった。

審議等事項	審議等の結果
(1) ①	法人から、契約審査会における審議案件の契約締結状況等について報告があった。
(2) ①	法人から、2021年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）について説明があり、了承された。
②	法人から、2022年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）について説明があり、了承された。
③	競争性確保のための改善方策が妥当であることが了承された。
④	契約方式等が妥当であることが了承された。
⑤	契約監視委員からの発言等はなかった。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【報告事項① 契約審査会審議案件進捗状況等】

報告内容	契約審査会における審議案件の契約締結状況等についての報告	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
	モバイル通信回線の賃借について、概算所要額に比べて契約金額が低く抑えられている。契約内容としてはそれほど大きく価格が変動するものとは思えないが、どのような理由で低くなったのか。	入札者の営業戦略の範囲と考えられ、なぜ入札価格が下がったのかはわからない。概算所要額の算出に当たっては、現行業者も含めて複数者より見積額を徴取しており、偏った情報収集ではなかったと考えている。
	明確に理由を把握しなければ、次回の概算所要額の設定を誤る恐れがあるので、入札者に理由をヒアリングしてほしい。	入札者にヒアリングして理由を確認するように努めたい。

【審議事項① 契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

審議内容	2021年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）	
	審議の結果・契約監視委員からの意見等	
	法人から、2021年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）について説明があり、了承された。	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に配慮した調達について、92%以上をグリーン購入法適合製品にすることができたとあるが、環境物品等の調達の推進を図るための方針では調達目標は100%となっている。残りの8%はどうして達成できなかったのか。	環境物品の調達については、例えば紙類・文具の調達は、コピー用紙、蛍光ペンなどは、グリーン購入法適合製品の選択が比較的容易にできるため100%適合製品になっているが、封筒は内容物が透けないようにという機能・性能上の必要性から、適合外の製品を選択するという場合もある。また、プリンターのトナーカートリッジについては、メーカーの純正品でないと保守の対象にならないという制約もあり、いわゆるサードパーティーから環境適合製品が出ていても、それを選ぶことはできない。このような事情もあり、すべての品目において100%を達成するには至っていない。
	不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組について、実際に不祥事、不正が起きたことがあるのか。もし起きたことがあるのであれば、どのような再発防止策が取られて、その後防ぐことができているのか。	不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組について、これまで不祥事が発生したことはない。
	国等による環境物品等の調達の推進等に関	調達等合理化計画において、ESGの視点とい

<p>する法律に配慮した調達について、運用ではESG投資をしているので、物品の調達においても環境への配慮だけではなく、ESG、SDGsを考慮した調達を行ってはどうか。</p>	<p>うことでは、専ら環境に配慮した物品の調達としているのが現状である。ただ、調達の実務においては、当法人だけの取組ではないものの、ワークライフバランス推進に関する認定がある場合には、企画競争などの評価において加点評価をすることとしており、若干ではあるが、環境以外の分野への取組もある。</p>
<p>不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組について、公正取引委員会の方を招いて研修を実施したとあるが、それだけではどうしても大所高所からの説明となるので、身近な問題をテーマにした研修も実施してはどうか。</p> <p>メールマガジンについては、実際に読んでいるのか把握できないので、定期的に効果測定をするようにしてほしい。</p>	<p>現場に即した研修については、コンプライアンスメールマガジン等において、他の不祥事の事例を題材に取り上げ、我々の組織でも起こり得るということを啓蒙していきたい。</p>
<p>当委員会として了承することにしたい。</p>	

【審議事項② 契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】

<p>審議内容</p>	<p>2022年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）</p>	
<p>審議の結果・契約監視委員からの意見等</p>		
<p>法人から、2022年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）について説明があり、了承された。</p>		
<p>契約監視委員からの意見・質問</p>	<p>法人からの説明、回答</p>	
<p>運用機関との契約については、投資委員会の経済動機に収益率を安定的に最大化するというものがあり、適正な運用機関が選ばれていると思うが、こういった要素で能力を計っているのか。また、どの程度応募があるのかも教えてほしい。</p>	<p>評価項目については、一番大きな項目としては、組織・人材があり、ファンドマネジャーにインタビュー等を行い、市場に対する洞察力があるか、体制面ではアナリストの人数や能力などを見ている。組織面では、経営サイドが残高の増加ではなく、パフォーマンスを上げることなどにコミットしているかを定性的に判断している。</p> <p>運用プロセス面では、ファンドマネジャーが自分の直感で銘柄を選ぶのではなく、アナリストが一定のプロセスに従って銘柄をカバーし企業を分析しているのか、それが継続可能なのかなどを評価している。</p> <p>運用機関の応募の状況については、資産間で大きく異なり、国内債券では、金利水準が低位安定していて運用環境が厳しく、海外の運用機関がなかなか参入してこないという状況があり、どうしても日系の運用機関が中心</p>	

	となっている。一方、外国株式は一次審査をかなりの数行っている。
定性的な評価基準が多く、定量化はなかなか難しいと思うが、投資委員会でも活発な議論がされているのか。	過去の運用実績などの定量的なデータをしっかり見た上で、定性的な材料がきちんと定量的なデータに結びついているか投資委員会において確認している。
運用機関の選定は非常に難しい作業で、執行部において過去10年以上いろいろなやり方を試行錯誤してきた。世間的には非常に厳しい手数料水準であるが、選定のプロセスについてはかなり工夫されて、よい運用機関を選定できるプロセスになってきたと思う。	
当委員会として了承することにしたい。	

【審議事項③ 契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

審議内容	前回の調達において一者応札・応募となったもの	
	審議の結果・契約監視委員からの意見等	
	法人から、2021年度に調達を実施し、前回の調達において一者応札・応募となった契約について説明があり、競争性確保のための改善方策が妥当であることが了承された。	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
	公募随契について説明してほしい。	一般競争入札または企画競争の競争性のある調達を行った際に、1者の応募が複数回続いた場合などに実施しているものである。公募により競合他者がいないことが確認できれば、そのまま随意契約を締結することになるが、競合他者が出てくれば、企画競争等の手続に移行するプロセスの調達である。
	今後は公募随契を積極的に活用したいということか。	そのとおりである。
	途中解約ができるという条件が受け入れられなかったことについては、どういった対応が考えられるのか。	仮に応募者から期限前の解約という条件に応じられないという意見があれば、どのような条件であれば受け入れられるのか企画書等に書いてもらう等、事前に意思が折り合う点を確認したい。
	競争性確保のための改善方策は妥当であり、当委員会として了承することにしたい。	

【審議事項④ 契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

審議内容	新たな随意契約
	審議の結果・契約監視委員からの意見等
	法人から、2021年度下期における新たな随意契約について、会計規程第32条第1項各号との

整合性が図られているとの説明があり、了承された。

【審議事項⑤ 契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

審議内容	その他必要な事項
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
契約監視委員からの発言等はなかった。	

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室
電話 03-3502-2494